

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」の 改訂のポイント

事業場において「ストレスチェック制度」を円滑に導入・実施していただくため、厚生労働省では、産業保健関係者向けマニュアルを公表しています（平成27年5月策定、平成28年4月改訂）。

今般、ストレスチェック指針の改正や、関係通達の改正等が行われたことから、マニュアルの改訂を行いました。

その主な内容は、次のとおりです。

<本文>

- ① ストレスチェックの実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師を追加したこと等に伴う改訂を行いました。
- ② その他、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行に伴う修正等、所要の改訂を行いました。

<巻末資料>

- ③ 以下の法令及び通達について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行に伴う改正を反映しました。
 - ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）
 - ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）
 - ・ 情報通信機器を用いた面接指導に関する通達
- ④ 以下の法令及び通達について、ストレスチェックの実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師を追加したことに伴う改正を反映しました。
 - ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）（抄）
 - ・ ストレスチェック指針（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）
 - ・ 労働安全衛生規則に関する施行通達
 - ・ 研修告示に関する施行通達
- ⑤ メンタルヘルス指針（労働者の心の健康の保持増進のための指針）を追加しました。
- ⑥ 健康情報取扱い指針（労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針）を追加しました。